

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度若狭町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 108,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,596,066 千円

(単位:千円)

事業区分		令和元年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	492,515	345,565		3,065	143,885	24,691
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	7,144	3,495			3,649	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	4,200			525	3,675	
	児童福祉(児童手当事業等)	268,806	194,875		6,160	67,771	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	106,299	45,090			61,209	62,901
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	237,538	34,873			202,665	
	介護保険事業(繰出金)	295,118	1,141			293,977	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	130,611	110			130,501	20,408
	疾病予防対策(予防接種事業等)	32,951				32,951	
	健康増進対策(成人保健事業等)	20,884	479		2,865	17,540	
合計		1,596,066	625,628	0	12,615	957,823	108,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和元年度当初予算額の17分の7に相当する額です。

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化)を按分して充当しています。